

答申第 67号
平成20年4月10日

兵庫県知事 様

情報公開審査会
会長 錦織 成史

公文書の非公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成19年4月18日付け諮問第4号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

特定の学校法人に係る平成19年度経営改善計画書

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

特定の学校法人に係る平成19年度経営改善計画書を非公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、第1記載の公文書(以下「本件公文書」という。)の公開請求に対して、実施機関が平成19年2月28日付けで行った非公開決定を取り消し、その全部の公開を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立書及び非公開理由説明書についての意見書において述べられた本件異議申立ての理由は、次のとおり要約される。

- (1) 実施機関は、「本件公文書は、経営方針、人事、組織、経理等の内部管理に属する情報であり、公にすることにより、法人の公正な事業運営が損なわれると認められるものである。」と主張するが、開示を求めているのは、経営方針、人事、組織、経理等の内部管理に属する情報ではない。

また、本来ならば、補助金の停止と言った処分にも拘わらず、兵庫県が選任した理事を学園に送り込み、仮理事会を設立し、経営改善計画書を提出することを理由に補助金が支払われているのであり、例え、経営改善計画書が公になったからといって、学園の公正な事業運営が損なわれることはない。寧ろ、この経営改善計画書を公にしてこそ、学園の公正な事業運営が行われるのであり、公にしないほうが公正な事業運営が損なわれると言わざるを得ない。

- (2) 実施機関が、「本件公文書は、特定の学校法人からの要望により、所轄庁たる兵庫県知事が仮理事を選任し、その選任の条件として提出を求めたものであり、県が学校運営状況を指導監督するために、任意に報告を求めたものである。」というのは、詭弁以外の何物でもない。

また、実施機関は、「本件公文書には、計画や見込みに基づいた未熟な情報が多く含まれ、過去の対象法人の混乱に係る経緯(内部情報)についても詳細な記述がある。」と主張するが、知事が仮理事を選任までした学園による経営改善計画書に未熟な情報が多く含まれていること自体が問題であり、それを経営改善計画書として受理したのは更に問題であると言わざるを得ない。

- (3) 国民は補助金が交付されている公共性の高い学校法人の過去の経緯を知る権利があり、そのことによって公正、公平な受験を受けることができるのである。

知事の言う「高等学校を受験する中学生や保護者が受験校を選択する場合、教育方針や指

導実績に対する客観的な評価が重要な要素であるが、人の噂やイメージといった主観的な評価に大きく影響を受けやすい。そのため、こうした偏ったイメージは、対象法人に対する不当な評価を与えることになり、本来、学校が評価されるべき教育方針等とは関係のないところで生徒数の増減に影響が及ぶこととなる。こうした対象法人へのいわば風評被害により生徒数が減少すれば、経営に大きな影響を与えるのみならず、競合他校の利益に付する行為にもなる。」といった主張は、受験する生徒や保護者に対し、学園の内情を隠蔽することに繋がる妄言であり、2回も補助金の交付が停止されるといった悪質な確信犯的学園を擁護する行為である。逆に、経営改善計画書を公開することにより、知事の言う偏ったイメージ、人の噂等が払拭出来るのである。

- (4) 実施機関は、「本件公文書は、県が指導監督の一環として、対象法人の学園運営が適正に行われているかを把握検討するために報告を求めたものであって、計画や見込みに基づいた未成熟な情報が数多く含まれており、こういった情報を公開することは誤解や憶測を生みやすく、保護者・生徒などに不当に混乱を生じさせ、また、間接的に競合他校に利益を与えるおそれがある。」と主張するが、学園の経営改善を図る計画であり、未成熟な内容では尚更問題である。

保護者、生徒達に安心感を与え、学園に対する信頼を取り戻すために、経営改善計画の公表は必要である。兵庫県の行政運営が公明正大に行われているなら本件公文書を公開すべきである。

- (5) 実施機関は、「学校法人の指導監督に関しては、所管法人からの任意の情報提供や報告など、所管法人の協力により円滑な事務の遂行が行われる部分が多分にある。このような所管法人の協力が得られるのは、内部管理に属する情報など所管法人の内部情報については、外部に公開しないという信頼関係の上に成り立っている。したがって、所管法人の内部情報が公になると信頼関係が崩れ、所管法人の指導監督に不可欠な協力が期待できなくなるおそれがあり、事務の適正かつ円滑な遂行に支障をきたすおそれがある。」と主張するが、県と所管法人との信頼関係は、所管法人の背信行為により崩れており、県がいくら信頼関係を重視しても事務の適正かつ円滑な遂行ができるはずもなく、所管法人による不透明な事務の遂行を助長する行為と言わざるを得ない。

- (6) 実施機関は、「学校運営は適正に行われている。」と主張するが、教職員がピケを張り、理事長が学園に入れられないような状態で、学校運営は適正に行われているとは言えない。このような状況の中、理事会をまともに指導出来ない教育局は、体裁だけを考え、都合の悪い部分は隠蔽して、知事に報告している。

第3 実施機関の説明要旨

非公開理由説明書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

1 本件公文書の性質

本件公文書は、本来、県が所管する学校法人が報告を義務づけられているものではなく、過去に対象法人の内部紛争に起因して、法人運営の混乱、経営基盤の低下を招いたことから、

県が学校運営状況を指導監督するため、任意に報告を求めたものである。

また、本件公文書は、対象法人が外部へ公開することを前提とせず、独自に作成したものであり、経営方針、人事、組織、経理をはじめとした内部管理に属する情報が記載されている。

2 非公開とする理由

(1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第6条第2号の該当性

私立高等学校は、その収入の多くを生徒からの納付金に依存しており、生徒数の増減は、収入の増減に直結し、その経営状態に直接影響を与えるものである。少子化の中で生徒数を確保することは、各学校法人にとって極めて重要な事柄であり、現在、各学校法人は様々な手段、方策を講じて生徒確保のための戦略を展開し、厳しい競争を強いられている。

こうした中で、本件公文書は、まさしく経営上最も機微な情報である対象法人の人事、組織、経理を含めた今後の経営方針が記載されており、こういった私立学校の内部管理に属する情報を公開することは、対象法人の公正な事業運営を阻害することになる。

特に、本件公文書には、計画や見込みに基づいた未熟な情報が多く含まれ、また、過去の対象法人の混乱に係る経緯（内部情報）についても詳細な記述がある。このような情報を公開することは、誤解や憶測を生み、一面的な偏った学校評価やイメージにつながっていくことが十分に予見される。

高等学校を受験する中学生や保護者が受験校を選択する場合、教育方針や指導実績に対する客観的な評価が重要な要素であるが、人の噂やイメージといった主観的な評価に大きく影響を受けやすい。そのため、こうした偏ったイメージは、対象法人に対する不当な評価を与えることになり、本来、学校が評価されるべき教育方針等とは関係のないところで生徒数の増減に影響が及ぶこととなる。こうした対象法人へのいわば風評被害により生徒数が減少すれば、経営に大きな影響を与えるのみならず、競合他校の利益に付する行為にもなる。

さらに、風評被害は、学校の経営に重大なる悪影響を与えることに加え、在校生、保護者、教職員、その他関係者にも多大なる影響を与えることになる。とりわけ、現在、在学している生徒に与える影響は大きく、教育的な見地からも見過ごすことはできない。

以上のとおり、本件公文書を公開することは、民間法人である対象法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが強く、条例第6条第2号に該当する。

(2) 条例第6条第6号の該当性

学校法人の指導監督に関しては、所管法人からの任意の情報提供や報告など、所管法人の協力により円滑な事務の遂行が行われる部分が多分にある。このような所管法人の協力が得られるのは、内部管理に属する情報など所管法人の内部情報については、外部に公開しないという信頼関係の上に成り立っている。したがって、所管法人の内部情報が公になると信頼関係が崩れ、所管法人の指導監督に不可欠な協力が期待できなくなるおそれがあり、事務の適正かつ円滑な遂行に支障をきたすおそれがある。

(3) 異議申立てに対する反論

ア 「内部管理に属する情報ではない。」と異議申立人は主張するが、上記(1)で述べたとおり本件公文書は、まさしく内部管理に属する情報であり、異議申立人の主張は認められない。

イ 県は、学校法人が紛争状況にあり、かつ、適正な学校運営ができない場合に補助金の一部又は全部を不交付にできるが、対象法人は、過去に係争状況にあったものの、現在、学校運営は適正に行われており、異議申立人の主張する状況にはない。

県が、平成16年12月に仮理事を選任したのは、当時、対象法人の理事の員数が理事会開催に必要な定足数を下回り、理事会が開催できない状況になったことから、利害関係人（校長等）からの請求により、私立学校法第49条において準用する民法第56号の規定に基づき、所轄庁たる知事が選任したものである。

補助金は、前記のとおり学校運営が適正に行われていることから交付しているものであり、異議申立人の主張には理由がない。

ウ 異議申立人は、「経営改善計画書を公にしてこそ、学園の公正な事業運営が行われるのであって、公にしないほうが公正な事業運営が損なわれる。」と主張するが、上記(1)及び(2)で述べたとおり公にすると公正な事業運営が損なわれるおそれがあるため、異議申立人の主張は認められない。

第4 審査会の判断

1 本件公文書の概要及び性格

本件公文書は、特定の学校法人の理事会内部に設置された特定の委員会が、理事会に内部的に報告するために、当該学校についての中長期の視点からのあるべき姿について、一定の推計を交えながら検討したものである。

また、実施機関は、当該学校の行う次年度の生徒募集にあたって、新年度入学者が卒業するまでの間、学校経営に支障をきたすようなことがないかどうかを確認するための資料として、本件公文書を学校法人から取り寄せたものである。

2 条例第6条第2号の該当性

実施機関は、本件公文書が条例第6条第2号に該当するとして非公開としていることから、以下検討する。

- (1) 条例第6条第2号は、公開請求に係る公文書に「法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記録されている場合は、非公開とすることを定めたものである。これは、法人等又は事業を営む個人の事業活動上の法律上保護されるべき正当な利益の侵害を防止することを目的とした趣旨であると解

される。

- (2) 本件公文書は、過去の一定の時点において一定の経営運営上の混乱が認められた学校法人に対して、監督官庁である県が指導監督上任意の報告を求めたところ提出されたものであり、当該学校法人の将来計画が記されている。

この将来計画については、県の監督指導への対応を念頭において当該学校法人が実施可能な経営改善の方途を具体化して示すために作成したものである。このような事情があることから、この将来計画においては可能な経営改善の方策に対応したその時点の当該学校法人の問題点の描出が行われている。つまり、将来計画を示すために作成された本件公文書は、当該法人の当時の事情につき記述した部分と将来計画部分を含むものであるが、当時の事情の記述部分は、当時の当該法人の全体像をくまなく示すものではなく、可能な改善策があると考えられる問題点を示す事情をとりまとめて記述したものである。この意味で本件においては、問題点とその背景、事情、経過等の記述と将来計画とは一体となって構成されている。

そして、将来計画に係る部分は、当該法人の今後の経営のあり方につき、内部において推計値も交え、様々な可能性について検討を加えたものであり、現時点においてもなお将来に係る未確定情報であることから、当該法人の経営方針に係る事業上の利益に深く関わる部分と考えられ、公開に馴染まないものである。

次に、将来計画の基礎となっている過去の事情等の記述部分は、将来計画と切り離して公開されると、次のような点で当該法人の利益を害する相当のおそれがある。この事実や事情についての記述は、経営改善の必要と可能を示すために過去の時点における当該法人の問題点を切り取って提示したものであり、その意味で改善策と切り離せば当該法人にとり、不利益な情報の集合となってしまう。ここ数年、当該法人が県の指導に対応して行動してきた経緯に鑑み、現状と過去の時点における当該法人の事情との間に差異があるときには、改善策と切り離して過去の事情を記述した部分を公開することは、公開による誤像形成という意味で当該法人の正当な利益を害するおそれを生じさせるものである。

以上のことから、本件公文書は、当該学校法人において、本来公表されていない情報であり、学校法人の公的性格、学校応募者等の利益を考慮しても、これが公開された場合は、生徒募集活動への影響、平穏な教育活動への影響等、当該学校法人の事業活動における正当な利益を害するおそれがあることは否定できないことから、条例第6条第2号に該当するものとして、非公開決定を行った実施機関の判断は妥当である。

なお、実施機関は、条例第6条第6号にも該当すると主張するが、条例第6条第2号に該当することから、改めて、条例第6条第6号に該当するか否かについての判断は行わないものとする。

- 3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	経 過
19 . 4 . 18	・ 諮問書の受領
19 . 5 . 14	・ 諮問庁の非公開理由説明書の受領
19 . 5 . 23	・ 異議申立人の意見書の受領
19 . 10 . 19 (第190回審査会)	・ 諮問庁から非公開理由の説明聴取 ・ 審議
19 . 11 . 30 (第191回審査会)	・ 諮問庁から非公開理由の説明聴取 ・ 審議
20 . 1 . 28 (第192回審査会)	・ 諮問庁から非公開理由の説明聴取 ・ 審議
20 . 2 . 27 (第193回審査会)	・ 諮問庁から非公開理由の説明聴取 ・ 審議
20 . 3 . 19 (第194回審査会)	・ 審議
20 . 4 . 10	・ 答申